別紙９

契　約　書

委託者支出負担行為担当官 こども家庭庁成育局長 藤原 朋子（以下「甲」という。）と、受託者 ○○（以下「乙」という。）は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に係る広報コンテンツ（動画・パンフレット）の作成業務（以下「委託事業」という。）を実施するため、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　乙は、「「こどもの居場所づくりに関する指針」に係る広報コンテンツ（動画・パンフレット）の作成業務仕様書」及び「「こどもの居場所づくりに関する指針」に係る広報コンテンツ（動画・パンフレット）の作成業務技術提案書」に基づき、委託事業を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第３条　この委託事業の契約金額は、金○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○円）の範囲内とする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和６３年法律第108号）第28条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10（注）を乗じて得た額である。

３　第１項に記載した金額とは別に、企画委員会の旅費及び謝金については、予算の範囲内において、実績に応じて支払うものとする。

（履行期限）

第４条　乙は、委託業務についての納入物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

(1) 期限　契約締結日から令和６年12月20日まで

(2) 場所　支出負担行為担当官が指定する場所

（費用負担）

第５条　この契約書において別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約保証金）

第６条　甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

（事業計画書の提出等）

第７条　乙は、契約締結後速やかに、様式１による事業計画書及び経費明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、委託事業を実施するにあたっては、甲に事業計画の承認を受けるものとする。

３　止むを得ない事情により、事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも、前項と同様とする。

（再委託）

第８条　乙は、委託事業の全部又は委託事業における総合的な企画、判断若しくは業務遂行管理に関する部分について、第三者（請負業者の子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社を言う。）を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせることはできない。

２　乙は、再委託（委託事業を第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）する場合には、様式２により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

３　乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第９条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式３の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第10条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式４の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、様式４の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式５により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、甲はこの契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（監　督）

第11条　甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（事業完了の報告）

第12条　乙は、業務完了から５日以内に様式６による業務報告書及び委託費精算書を作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、業務終了後、直ちに様式７に定める業務完了報告書を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

（検査の実施）

第13条　検査職員は、前条第２項の業務完了報告書の提出後10日以内又は令和７年３月31日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

２　乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了する。

３　乙は、検査の結果不合格になったものについては、甲の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（委託金の額の確定）

第14条　甲は、第12条第１項の規定により提出された業務報告書及び委託費精算書の内容の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき委託金の額を確定し、これを乙に通知しなければならない。

（契約金額の支払）

第15条　乙は、前条の規定により甲が委託金の額を確定した後において、官署支出官　こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）（以下「官署支出官」という。）宛ての支払請求書を作成し、対価の支払を甲に請求するものとする。

２　官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受理してから30日以内に乙に支払わなければならない。

３　官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項の期間内に支払いを完了しない場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数に算定しないものとする。

（報　告）

第16条　乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

２　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、こども家庭庁所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（成果の公表）

第17条　乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を受けないで、これを公表してはならないものとする。

（管　理）

第18条　乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

２　乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後、甲の指示に従うものとする。

（個人情報保護）

第19条　乙は、委託事業を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めたものを甲に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

２　乙は、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事業の目的の範囲内で行うものとする。

３　乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承諾無しに第三者（第８条に規定する再委託者を含む。）に提供してはならない。第三者に提供する場合には、契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するものとする。

４　乙は、個人情報が記録された資料等を、甲の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

５　乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

（秘密の保持）

第20条　委託事業を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

（契約の解除）

第21条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、違約金として、甲は契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

３　甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

５　乙が第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

６　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

（帳　簿）

第22条　乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後５年間これを整理保管するものとする。

（委託期間）

第23条 この委託事業の委託期間は、契約を締結した日から令和６年12月20日までとする。

（事故報告）

第24条　乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行に重大な支障を来し、もしくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第25条　甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２６条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることはできない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第２７条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２８条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２９条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第３０条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３１条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号のーに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第３２条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第３３条　甲は、第２１条第１項、同条第３項、第２９条、第３０条、前条第２項及び第３６条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２１条第１項、同条第３項、第２９条、第３０条、前条第２項及び第３６条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第３４条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（こども家庭庁所管法令違反に係る報告）

第３５条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、こども家庭庁所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（こども家庭庁所管法令違反に係る契約解除）

第３６条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、こども家庭庁所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、こども家庭庁所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（こども家庭庁所管法令違反に係る違約金）

第３７条　第３６条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（協　議）

第３８条　この契約に規定がない事項及びこの契約に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　甲 　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　霞が関ビルディング21階

　　　　 支出負担行為担当官

　　　　 こども家庭庁成育局長 藤原　朋子

 乙

(注)　軽減税率制度が適用される飲食料品の譲渡及び定期購読契約に基づく一定の新聞の譲渡については、１０８分の８